

工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）の運用について

第1章 概要

1-1 本資料について

- ・本資料は、国土交通省における「工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）」に基づき、本市の一般的な運用を整理したものである。
詳細な考え方等については、国土交通省の運用マニュアルに従い、運用するものとする。
（参考）工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）
https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000105.html
- ・本資料に記載のある、受注者から提出を受ける納品書、請求書を始めとする書類については、写しでの提出を可とする。

1-2 対象工事

- ・請求の際に残工期が2ヶ月以上あるすべての工事

1-3 対象品目

1-3-1 対象品目の選定の考え方

- ・対象品目は、鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料とする。

1-3-2 スライド額の算定の対象とする品目

- ・各工事においてスライド額の算定の対象となるのは、品目毎の増額分が対象工事費の1%を超える品目とする。
- ・つまり、鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料の増額分の合計額が対象工事費の1%を超えるものを適用対象とするのではなく、鋼材類を例にとれば、その増額分だけで対象工事費の1%を超えている場合には鋼材類が適用対象材料になるという趣旨である。

1-4 対象工事費の考え方

- ・「対象工事費」とは、部分払いを行った出来高部分（特段の規定を設けたものを除く）や部分引き渡しを行った部分又は工事現場に搬入済みの工事材料もしくは製造工場等にある工場製品に相応する請負代金相当額を、単品スライド条項適用前の最終的な全体工事費から除いたものである。

1-5 スライド額算定

1-5-1 スライド額算定の方法について

- ・「スライド額」とは、材料価格の変動に伴う変動額のうち、対象工事費の1%を超える額とする。
- ・それぞれの品目毎の変動後の金額は、実勢価格に基づき算出した額と実際の購入金額とのどちらか低い方とする。ただし、受注者が実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合にあっては、実際の購入金額が実勢価格に基づき算出した額よりも高い場合でも、実際の購入金額とする。

① スライド額算定式（実勢価格）

- ・1-3により対象となった鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料のそれぞれの品目毎のスライド額の算定は、対象材料の単価等に基づき、次式により行う。

$$\begin{aligned} \text{スライド額} &= \text{鋼材類の変動額} + \text{燃料油の変動額} + \text{その他の主要な工事材料の変動額} - \text{対象工事費} \times 1\% \\ &= (M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{材料}}^{\text{変更}} - M_{\text{材料}}^{\text{当初}}) - P \times 1/100 \end{aligned}$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}}, M_{\text{材料}}^{\text{当初}} = \text{価格変動前の鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料の金額}$$

$$= \{p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 \times k_2 + \dots + p_m \times D_m\} \times k \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率}/100)$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}, M_{\text{材料}}^{\text{変更}} = \text{価格変動後の鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料の金額}$$

$$= \{p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 \times k_2 + \dots + p'_m \times D_m\} \times k \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率}/100)$$

p：設計時点における鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料に該当する各材料の単価

p'：価格変動後における鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料に該当する各材料の実勢単価

D：鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料に該当する各材料について算定した対象数量

k：落札率

P：対象工事費

② 実際の購入金額が $M_{鋼}^{変更}$ 、 $M_{油}^{変更}$ 又は $M_{材料}^{変更}$ を下回る場合について

- ・受注者が、2-5、3-5、4-5の規定に基づき、各対象材料を実際に購入した際の代金額を品目毎に合計した金額（消費税等相当額を含む。）を算定し、これら実際の購入金額が $M_{鋼}^{変更}$ 、 $M_{油}^{変更}$ 又は $M_{材料}^{変更}$ を下回る場合にあつては、上記①のスライド額算定式の規定にかかわらず、 $M_{鋼}^{変更}$ に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、 $M_{油}^{変更}$ に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、 $M_{材料}^{変更}$ に代えて受注者のその他の主要な工事材料の実際の購入金額を用いて、上記①のスライド額算定式によりスライド額を算定する。
- ・なお、実際の購入金額が採用される場合に落札率を乗じないのは、既に落札率が乗じられた請負代金額の範囲内で受注者が購入したものにまで落札率を乗じるのは適当ではないとの考えによるものである。

③ 実際の購入金額が $M_{鋼}^{変更}$ 、 $M_{油}^{変更}$ 又は $M_{材料}^{変更}$ を上回る場合について

- ・受注者が鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料について、実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合にあつては、実際の購入金額が $M_{鋼}^{変更}$ 、 $M_{油}^{変更}$ 又は $M_{材料}^{変更}$ を上回る場合であっても、上記①のスライド額算定式の規定にかかわらず、 $M_{鋼}^{変更}$ に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、 $M_{油}^{変更}$ に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、 $M_{材料}^{変更}$ に代えて受注者のその他の主要な工事材料の実際の購入金額を用いて、上記①のスライド額算定式によりスライド額を算定する。
- ・なお、実際の購入金額が採用される場合に落札率を乗じないのは、上記②と同様である。
- ・この場合におけるスライド額算定の手順は以下のとおりとする。

1) 受注者からの申し出

- ・受注者は実際の購入金額により算定することを希望する場合は、対象品目及び対象材料を発注者に申し出るものとする。その際、受注者は対象材料毎に実際の購入金額の単価が実勢価格の単価（落札率考慮）を上回ることを確認するものとする。
- ・受注者から申し出があった場合、発注者は対象材料の当該地域における価格上昇の状況やその原因等について受注者から情報提供を求めるものとする。

2) 実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類

- ・実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類は、購入実績を証明する書類に加え、原則として、当該地域での市場取引価格が確認できる2社以上の見積りとする。その際、実際の購入先の見積りは含まないものとする。

3) 価格変動後の金額の算定

<第1段階>

- ・受注者から提出された見積りから地域の材料価格の傾向と実際の購入金額での検討を行うことの妥当性を確認する。
- ・具体的には、対象材料毎に実際の購入金額の単価と2社以上の見積り単価を比較し、実際の購入金額が最も安価であることを確認する。
- ・確認にあたっては、材料が現場に搬入された月もしくは材料を購入した月のうち、代表的な月（1ヶ月以上）の単価で確認する。

- ・第1段階において、実際の購入金額が最も安価であることを確認した材料は第2段階に移行する。実際の購入金額が最も安価とならない材料については、実勢価格にて価格変動後の金額を算定するものとする。

<第2段階>

- ・材料毎に工事全体期間を対象に実際の購入金額の単価と実勢価格の単価（落札率を考慮）を比較して実際の購入金額の妥当性を確認する。
- ・妥当性の目安は、実勢価格の単価（落札率を考慮）+30%とする。
- ・実勢価格の単価は、鋼材類においては「現場に搬入された月」の物価資料の価格、燃料油については「購入した月の翌月」の物価資料の価格、その他主要な工事材料については鋼材類に準じるものとするが、燃料油のように契約と購入がほとんど同時期に行われる材料については燃料油に準じるものとする。
- ・実際の購入金額の単価が、実勢価格の単価（落札率を考慮）+30%以内である場合は、実際の購入金額の単価は概ね材料価格の上昇傾向と合致していると判断し、実際の購入金額にて価格変動後の金額を算定するものとする。
- ・なお、実勢価格の単価（落札率考慮）の+30%は発注者として妥当性を確認するためのものであり、+30%を超えても妥当性が確認されれば採用可能とし、受注者から提出された証明書類の金額が実勢価格に対し大幅に乖離している場合は、発注者による見積書の徴取等、発注者が入手できる情報・資料から証明書類の金額の妥当性を確認するものとする。
- ・発注者による確認の結果、証明書類の金額の妥当性を確認できない場合は、実勢価格によりスライド変動額を算定するものとする。

1-5-2 出来高部分払いを行った場合の対象数量について

- ・既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。

1-6 全体スライド条項併用時の特例

- ・全体スライド条項及びインフレスライド条項のみによるスライド額を算定の上で、その対象とはならない価格上昇を単品スライド条項で反映することは可能。
- ・全体スライド条項及びインフレスライド条項と単品スライド条項とを併用した期間においては、単品スライド条項の変動前の単価は全体スライド条項及びインフレスライド条項の適用日の単価を用いるものとし、単品スライド条項に係る受注者負担は求めない
- ・単品スライド条項の発動の可否を判断するために1%を乗じる対象工事費には、全体スライド条項及びインフレスライド条項のスライド額を含む。

第2章 鋼材類

2-1 対象材料

2-1-1 対象材料の考え方

- ・ H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等、鋼材を主材料として構成されている材料を対象にする。
- ・ ただし、コンクリート二次製品等に含まれる鋼材類は対象としない。
- ・ 具体的には、いわゆる鋼材類（H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭等）の他、鉄鋼二次製品（ロックボルト等）、鋼材から加工された道路用資材や橋梁用資材の一部（ガードレールやPCより線等）、スクラップ等を対象とする。
- ・ 鋼材類を一部に含むコンクリート二次製品等については、対象材料とはしない。
- ・ 非鉄金属（アルミニウム、鉛、金、銀、銅、ニッケル等）は、「その他の主要な工事材料」として整理する。

2-1-2 その他市場単価の扱いなど

①市場単価・土木工事標準単価

- ・ 鋼材類を使用し、市場単価・土木工事標準単価（以下「市場単価等」という。）を用いて積算している工種において、鋼材に係る材料費が分離できる場合には対象とすることができる。
- ・ ただし材料費が分離できない市場単価等でも、設計図書に数量が記載されている場合は対象とすることができる。

②賃料・損料（リース料金）等の取り扱い

- ・ 鋼材類の賃料・損料についても対象とすることができる。
- ・ 当該材料のリースを始めた月の価格とすること。また、複数の月でリースを開始している場合は、他の材料と同様にその数量に応じて加重平均することにより算出した単価に設計数量を乗じる。

2-2 対象数量

- ・ 鋼材類については、原則、数量総括表や図面等、発注者の設計図書の数量を対象とする。この数量について受注者が購入価格、購入先及び購入時期について証明できない場合は、当該材料はスライドの対象としない。
- ・ 任意仮設等、一式で計上されている工種は、発注者の設計数量を対象数量とすることを基本とする。
- ・ 発注者の設計数量の範囲内で、加工によるロス等の数量についても加味することができる。なお、このロス分を対象数量とする場合は、ロス分についてスクラップ等で売却する金額についても適切に処理する。

2-3 受注者への確認事項

- ・鋼材類は、材料の取引形態に照らし対象数量全量の搬入等の時期、購入先及び単価・購入価格を確認することが可能であるため、それが証明できる納品書、請求書、領収書の提出を受注者に求めること。
- ・必要な書類が提出されないなど、具体的な証明がなされない場合は、その材料は単品スライド条項の対象材料としない。
- ・ただし、鋼材類を実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合においては、当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるものとする。なお、この場合、実際に購入した際の単価は、搬入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入等した場合にあっては、搬入した月毎の実勢価格を搬入した月毎の搬入数量で加重平均した価格）を用いてスライド額を算定することとする。

2-4 単価（実勢価格の算定）

2-4-1 変動前の価格の決定方法

- ・変動前の価格を算出するための単価は、設計時点における単価とする。

2-4-2 変動後の実勢価格の決定方法

- ・価格変動後の価格の算定に用いる実勢単価は、対象材料が現場に搬入された月の物価資料の価格とする。
- ・物価資料に掲載されていない材料は、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

2-4-3 変動後の実勢価格の算出方法

- ・月毎の搬入数量に応じて加重平均して算出した価格に、対象数量を乗じて算出する。

2-5 購入価格の評価方法

- ・対象材料における購入数量が対象数量と同数の場合は、実際の購入金額とする。
- ・購入数量が対象数量より多い場合は、実際の購入金額×対象数量÷購入数量で算出する。
- ・鋼材類については、対象材料となる場合は、対象数量以上の数量の搬入時期等が証明された場合である。対象数量と購入数量が同数の場合の購入金額は受注者が実際に購入した金額とする。しかし、購入数量が対象数量より多い場合は、実際の購入金額のうち、スライド額の算定の対象にできる対象数量にかかる部分のみを購入したと考えた場合の金額である。

2-6 変動額の算定

- ・ 1-5の算定式に基づき、変動額を算出する。

第3章 燃料油

3-1 対象材料

- ・ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油とする。
- ・該当する材料は、ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油の5材料とする。例えば、潤滑油など燃料油でないものは対象材料とはしない。

3-2 対象数量

3-2-1 対象数量の考え方

- ・発注者の設計数量（V）を基本とする。
- ・設計数量（V）に含まれていない、現着単価で設定されている資材や機械の運搬に要する燃料についても、その数量の妥当性が客観的に確認できるものは対象数量とすることができる。
 - 発注者の設計数量（V）内
 - ①現場場内建設機械（場外への運搬ダンプ等を含む）に使用した燃料類
 - 発注者の設計数量（V）外
 - ②現着単価で設定されている各種資材（骨材・生C o ・ A s 合材等）の運搬に要した燃料類
 - ③共通仮設費（率及び積上げ）に含まれる建設機械等（建設機械・仮設材等）の運搬及び分解・組立に要した燃料類

3-2-2 その他

- ・既済部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を対象数量とする。

3-3 受注者への確認事項

- ・受注者は、請求しようとするスライド対象材料毎に、上記の対象数量の区分（①～③）毎に購入数量・購入価格等に係る書類の提出が必要となる。
- ・必要な書類が提出されない場合など具体的な証明がなされない場合には、対象とはならない。

①発注者の設計数量（V）内の燃料油（現場内建設機械（場外への運搬ダンプ等を含む）に使用した燃料油）

- ・購入した燃料類の「購入数量・単価・購入価格・購入時期・購入先」、及び「購入数量を使用した建設機械と実施工程上の整合性」を証明する書類

- ・なお、やむを得ない理由により証明書類が提出できない「主たる用途以外に用いた数量（V2）」については、対象材料計算総括表〔様式-3-1〕

②発注者の設計数量（V）外の現着単価で設定されている各種資材（骨材・生C o ・ A s 合材等）の運搬に要した燃料油

- ・購入した資材毎に「購入数量・購入価格・出荷元・搬入時期」、及び「運搬費の内燃料代」を証明する書類〔様式-3-2〕

③発注者の設計数量（V）外の共通仮設費（率及び積上げ）に含まれる建設機械等（建設機械・仮設材等）の運搬及び分解・組立に要した燃料油

- ・運搬した機材毎に「運搬機械・出荷元・運搬時期・運搬距離」、及び「運搬費用」、「運搬費の内燃料代」を証明する書類〔様式-3-3〕

3-4 単価（実勢価格の算定）

3-4-1 変動前の価格の決定方法

- ・変動前の価格を算出するための単価は、設計時点における単価とする。

3-4-2 変動後の実勢価格の決定方法

- ・証明書が提出された対象数量に関する価格変動後の価格の算定に用いる実勢単価は、対象材料を購入した翌月の物価資料の価格とする。
- ・証明書が提出されていない場合には、工事期間の平均値（工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格）とする。

3-4-3 変動後の実勢価格の算出方法

- ・設計数量内の証明された対象数量（V1）及び設計数量外の資材や機材等の運搬に係る実際の燃料油に係る対象数量（V3）にそれぞれ毎の購入数量に応じて加重平均処理された単価を乗じたものと、証明されていない対象数量（V2）に工事期間中の平均単価を乗じたものとを合計して、変動後の実勢価格を決定する。

3-5 購入価格の評価方法

- ・証明された購入数量が対象数量（V1およびV3）以上であった場合は、実際の購入金額のうち、対象数量分のみの金額とする。
- ・証明されなかった数量（V2）については、3-4-2に基づき、発注者と同様に、工事期間の平均価格（契約の翌月から工期末の前々月迄の実勢価格の平均価格）にV2を乗じた額とする。

3-6 変動額の算定

- ・ 1-5の算定式に基づき、変動額を算出する。（鋼材類と同様）

3-7 算出例

- ・ 3-2-2に記載したとおり、下記の方法により算出した資材や機材等の運搬に係る燃料油の合計値（V3）よりも、該当する資材や機材等の運搬に係る実際の燃料油の購入数量の方が少ない場合は、V3は実際の購入数量とする。

3-7-1 各種資材の運搬に係る燃料油の算出方法

- ・ 各種資材とは、当該工事において実勢価格が変動している主な資材である。
- ・ 資材運搬に係る燃料費の購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものを対象とする。その際には、下記の計算式より対象数量を算出する。

$$Q^{※1} = L \div S \times (P \times K)^{※2} \div N1 \times N$$

※1：整数止めとし小数点以下切り捨て

※2：（ ）の計算結果を有効数字第3位を四捨五入し、有効数字2桁

Q：燃料油数量（ℓ）

L：運搬距離（km） ※片道

【プラント及び工場等から現場までの距離】

S：規制速度（km/h）

【各々で算出】

P：運搬機械の機関出力（kw）

【建設機械等損料算定表 参照】

K：時間当りの燃料消費率（ℓ/kw-h）

【土木工事標準積算基準書 参照】

N1：運搬車1台当り資材数量（単位）

【積載量÷資材単位体積当たり重量】

N：搬入数量（単位）

【対象数量】

※運搬距離については、適正と認められる範囲内の距離とする。

3-7-2 機材運搬に係る燃料油の算出方法

① 共通仮設費に計上される運搬費

○ 共通仮設費率に含まれる運搬費・・・単品スライド条項対象

○ 積上げ項目による運搬費・・・単品スライド条項対象

1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬

◇ 基本運賃表より積算していることから燃料量を抽出することが出来ないため燃料消費量より算出する。

- 2) 仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板等）の運搬
 - ◇基本運賃表より積算していることから燃料量を抽出することが出来ないため燃料消費量より算出する。
- 3) 重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用
 - ◇運搬費等の率（労務費・クレーン運転費の〇〇%）より積算していることから燃料量を抽出することが出来ないため燃料消費量より算出する。

運搬費の燃料費で購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものが対象。
下記の計算式より対象数量を算出する。

$$Q^{※1} = L \div S \times (P \times K)^{※2} \times N$$

※1：整数止めとし小数点以下切り捨て

※2：（ ）の計算結果を有効数字第3位を四捨五入し、有効数字2桁

Q：燃料油数量（ℓ）		
L：運搬距離（km） ※片道（往復）	【基地から現場までの距離】	
S：輸送速度 30（km/h）	【土木工事標準積算基準書準用】	
P：運搬機械の機関出力（kw）	【建設機械等損料算定表 参照】	
K：時間当りの燃料消費率（ℓ/kw-h）	【土木工事標準積算基準書参照】	
N：搬入搬出（回）	【搬入搬出回数】	
運搬車両台数（台）	【運搬車両台数】	

②共通仮設費率に含まれる運搬費

運搬距離については適正と認められる範囲内の距離とする。

③積上げ項目による運搬費

- 1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬
- 2) 仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板等）の運搬

④重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用

運搬費の燃料費で購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものが対象

3-7-3 直接工事費に計上される運搬費

①鋼桁、門扉、工場製作品の運搬

燃料消費量より算出する。（算出は機材運搬に準ずる）

②支給品及び現場発生品の運搬

対象数量に含まれている。（歩掛積算）

第4章 その他の主要な工事材料

4-1 対象材料

4-1-1 対象材料の考え方

- ・ アスファルト類、コンクリート類等の鋼材類、燃料油以外の主要な工事材料を対象とする。
- ・ 石油や石炭等の原材料の高騰等により、アスファルト類、コンクリート類等の価格も短期間で急激に上昇しうることから、鋼材類、燃料油以外の主要な工事材料も対象としたものである。なお、アスファルト類、コンクリート類以外の主要な工事材料については、受発注者間の協議により決定するものとする。（非鉄金属（アルミニウム、鉛、金、銀、銅、ニッケル等）は、鋼材類ではなく「その他の主要な工事材料」として整理する。）
- ・ スライド額の算定の対象とする品目の整理にあたっては、「アスファルト類」、「コンクリート類」で区分し、それ以外の主要な工事材料については、受発注者間の協議により決定するものとする。
- ・ アスファルト類の対象工事材料としては、アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等が想定されるが、対象材料については工事毎に受発注者間の協議により決定するものとする。
- ・ コンクリート類の対象工事材料としては、レディーミクストコンクリート（生コン）、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート用骨材、コンクリート二次製品等が想定されるが、対象材料については工事毎に受発注者間の協議により決定するものとする。

4-1-2 その他市場単価等の扱いなど

- ・ アスファルト類、コンクリート類等の「鋼材類以外の主要な工事材料」を使用し、市場単価等を用いて積算している工種において、材料費が分離できる場合には対象とすることができる。
- ・ ただし材料費が分離できない市場単価でも、設計図書に数量が記載されている場合は対象とすることができる。

4-2 対象数量

- ・ 鋼材類以外の主要な工事材料についても、原則、数量総括表や図面等、発注者の設計図書の数量を対象とする。この数量について受注者が購入価格、購入先及び購入時期について証明できない場合は、当該材料はスライドの対象としない。
- ・ 任意仮設等、一式で計上されている工種は、発注者の設計数量を対象数量とすることを基本とする。
- ・ 発注者の設計数量の範囲内で、加工によるロス等の数量についても加味することができる。なお、このロス分を対象数量とする場合は、ロス分についてスクラップ等で売却する金額についても適切に処理する。

4-3 受注者への確認事項

- ・鋼材類以外の主要な材料も、材料の取引形態に照らし対象数量全量の搬入等の時期、購入先単価・購入価格を確認することが可能であるため、それが証明できる納品書、請求書、領収書の提出を受注者に求めること。
- ・必要な書類が提出されないなど、具体的な証明がなされない場合は、その材料は単品スライド条項の対象材料としない。
- ・鋼材類については、実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合においては、当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるものとしており、その他の主要な工事材料についても同等の事情があると認められる場合には、同様の取扱いとすることができる。

4-4 単価（実勢価格の算定）

4-4-1 変動前の価格の決定方法

- ・変動前の価格を算出するための単価は、設計時点における単価とする。

4-4-2 変動後の実勢価格の決定方法

- ・アスファルト類やコンクリート類等、契約と現場搬入の時期に差がある材料の価格変動後の価格の算定に用いる実勢単価は、鋼材類の変動後の実勢価格の決定・算出方法（2-4-2，2-4-3）に準じて対象材料が現場に搬入された月の物価資料の価格とする。
- ・これ以外の主要な工事材料においても、鋼材類に準じるものとするが、燃料油のように契約と購入がほとんど同時期に行われる材料については、燃料油の変動後の実勢価格の決定・算出方法（3-4-2，3-4-3）と同様に対象材料を購入した翌月の物価資料の価格とする。

4-5 購入価格の評価方法

- ・対象材料における購入数量が対象数量と同数の場合は、実際の購入金額とする。
- ・購入数量が対象数量より多い場合は、「実際の購入金額×対象数量÷購入数量」で算出する。

4-6 変動額の算定

- ・1-5の算定式に基づき、変動額を算出する。（鋼材類と同様）

第5章 請求等手続き及び提出様式

5-1 請求時期

- ・工期末の2ヶ月前までに請求を行う。
- ・なお、上記の請求を行った場合は、請求日に関わらず、工事開始日（複数年度にわたる維持工事では各年度の開始日）以降に調達した品目についてスライドの対象となる。

5-2 協議の手続き

- ・スライド額の算定にあたって、「対象工事費・対象数量」は、「最終的な全体工事費・契約数量」をもって行うことが原則であることから、協議開始日までに、スライド分を除く精算変更（全体スライドおよびインフレスライドを含む）をすること。
- ・その後、受発注者協議の上でスライド額を確定し、契約により最終請負代金額を確定させる。

5-3 既済部分検査

- ・既済部分検査時に、要請がある場合、単品スライド条項を適用することができる旨を各局で既定の既済部分検査関係の書式に追記するものとする。

5-4 部分引き渡しにかかる指定部分の取扱い

- ・部分引き渡しを行う「指定部分」は、指定部分の工期の2ヶ月前までに請求を行う。

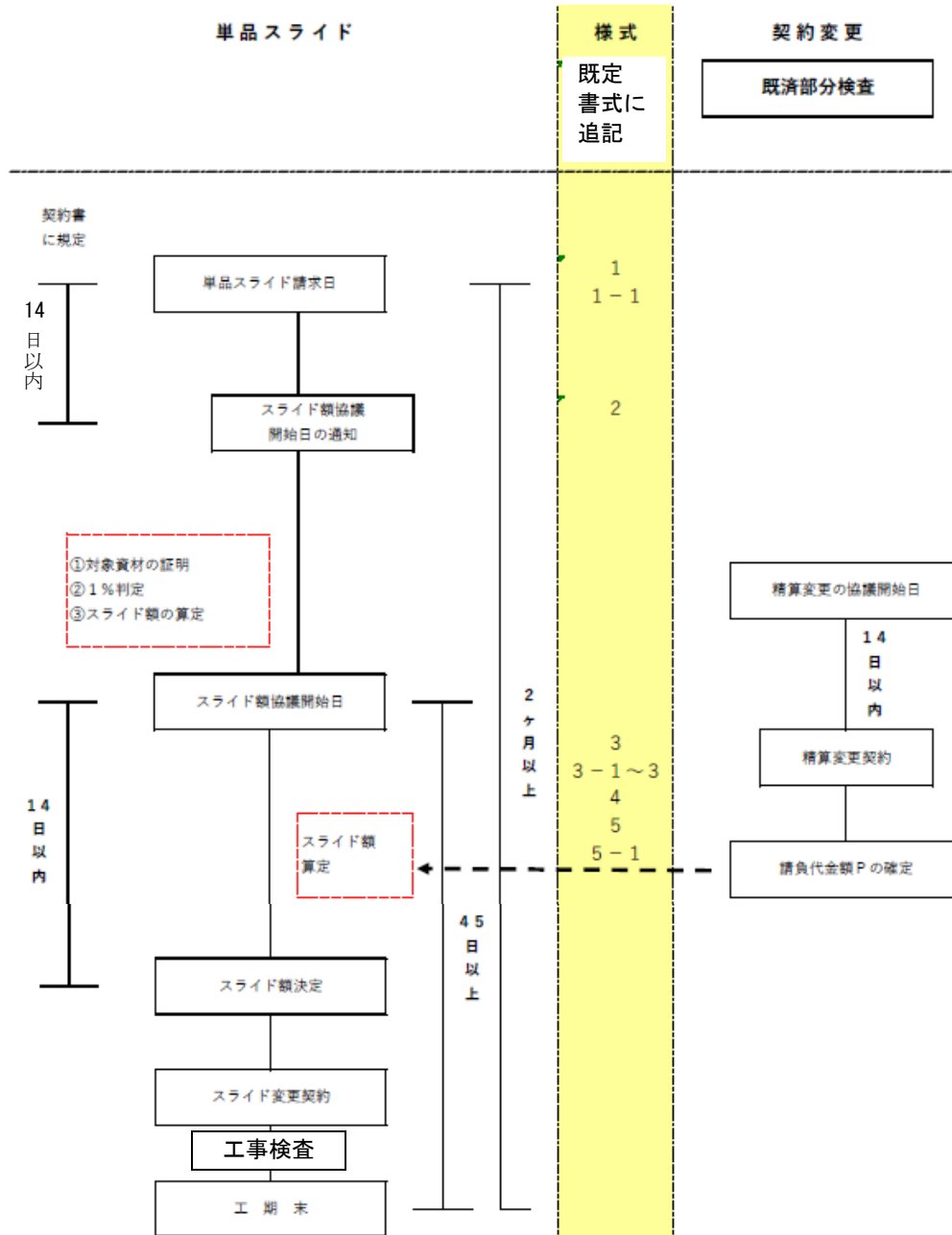
5-5 複数年度にわたる維持工事の取扱い

- ・複数年度にわたる維持工事で年度毎に完済部分検査を行うものについては、受注者もしくは発注者の申し出に応じ、スライド変更契約を各年度末に行うものとする。

附則

この運用は、令和4年10月15日から施行する。

ただし、令和4年10月14日以前に単品スライド条項に係る請求が行われたものについては、なお従前の例による。



令和 年 月 日

〇〇 〇〇 様

受注者
代表者
住 所
氏 名

× 〇 × 〇 × 工事に係る
工事請負契約書第 26 条第 5 項に基づく請負代金額の変更請求について

標記について、令和 年 月 日付け契約締結した標記工事について、契約当初に比べて工期内に主要な工事材料の価格に変更が生じたので、契約書第 26 条第 5 項に基づき請負代金額の変更を下記の通り請求します。

記

- 1 工 事 名 × 〇 × 〇 × 工事
- 2 請負代金 ¥ 【スライド前の最終請負代金を記載】
- 3 工 期 令和 年 月 日から
 令和 年 月 日まで
- 4 請求する主要資材名 【請求する工事材料を具体的に記載】
- 5 変更請求概算額 【単品スライドの概算額を記載】

※請求の際には、変更請求概算額およびその概算額計算書を作成し、提出すること。
なお、今回の請求はあくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題ない。

請負代金額変更請求額概算計算書

〇〇 〇〇 様

商号又は名称
代表者氏名

工事請負契約書第26条第5項に基づく請負代金額の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。

工 事 名 令和〇〇年度 〇〇〇〇工事

記

品 目	規格	単位	数量	当初単価	当初想定金額	購入単価	購入金額	購入年月	差額	備 考
記載例										
○鋼	○	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	R〇年〇月	〇〇〇,〇〇〇	
○鋼	○	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	R〇年〇月	〇〇〇,〇〇〇	
			〇〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇	R〇年〇月 計
○鋼	○	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	R〇年△月	〇〇〇,〇〇〇	
○鋼	○	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	R〇年△月	〇〇〇,〇〇〇	
			〇〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇	R〇年△月 計
○鋼 計	○	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇		〇〇〇,〇〇〇	○鋼合計
鋼材類 合計									〇,〇〇〇,〇〇〇	
□油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	R〇年△月	〇〇,〇〇〇	
□油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	R〇年△月	〇〇,〇〇〇	
			〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇		〇〇〇,〇〇〇	R〇年△月 計
□油 計	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇		〇〇,〇〇〇	□油合計
△油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	R〇年□月	〇〇,〇〇〇	
△油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	R〇年□月	〇〇,〇〇〇	
			〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇		〇〇〇,〇〇〇	R〇年□月 計
△油 計	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇		〇〇,〇〇〇	△油合計
燃料油 合計									〇,〇〇〇,〇〇〇	
変動額									〇,〇〇〇,〇〇〇	
単品スライド請求額									〇,〇〇〇,〇〇〇	

(注)

1. 購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る場合は、その資料（納品書等）を添付の上、併せて監督職員に提出すること。証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。
2. 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、複数枚になってもよい。
3. 変動額から受注者の負担額を差し引いて、単品スライド請求額を算出する計算過程を、別紙に記載すること。
4. 詳細に数量計算が出来る場合は、様式-3を用いてもよい。

様式－2

令和 年 月 日

受注者様

〇〇 〇〇

●●工事における
工事請負契約書第26条第8項に基づく協議の開始の日について（通知）

標記について、令和 年 月 日付けで請求のあった〇〇〇〇工事における工事請負契約書第26条第8項の規定に基づき、スライド額協議開始日を通知します。

記

1 スライド額協議開始日 令和 年 月 日

※受注者からの請求日から14日以降に工期の延期を想定している場合は、「工期末の45日前」と記載する。

請負代金額変更請求額計算書

〇〇 〇〇 様

商号又は名称
代表者氏名

工事請負契約書第26条第5項に基づく請負代金額の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。

工 事 名 令和〇〇年度 〇〇〇〇工事

記

品 目	規格	単位	数量	当初単価	当初想定金額	購入単価	購入金額	購入年月	差額	備 考
記載例										
○鋼	○	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	R〇年〇月	〇〇〇,〇〇〇	
○鋼	○	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	R〇年〇月	〇〇〇,〇〇〇	
			〇〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇	R〇年〇月 計
○鋼	○	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	R〇年△月	〇〇〇,〇〇〇	
○鋼	○	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	R〇年△月	〇〇〇,〇〇〇	
			〇〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇	R〇年△月 計
○鋼 計	○	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇		〇〇〇,〇〇〇	○鋼合計
鋼材類 合計					〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇	
□油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	R〇年△月	〇〇,〇〇〇	
□油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	R〇年△月	〇〇,〇〇〇	
			〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇		〇〇〇,〇〇〇	R〇年△月 計
□油 計	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇		〇〇,〇〇〇	□油合計
△油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	R〇年□月	〇〇,〇〇〇	
△油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	R〇年□月	〇〇,〇〇〇	
			〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇		〇〇〇,〇〇〇	R〇年□月 計
△油 計	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇		〇〇,〇〇〇	△油合計
燃料油 合計					〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇	
変動額									〇,〇〇〇,〇〇〇	
単品スライド請求額									〇,〇〇〇,〇〇〇	

(注)

1. 購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る場合は、その資料（納品書等）を添付の上、併せて監督職員に提出すること。
証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。
2. 対象材料は、品目および購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、複数枚になってもよい。
同一の品目で同一年月でも複数の単価がある場合や購入先が異なる場合は、区分するものとする。
3. 変動額から受注者の負担額を差し引いて、単品スライド請求額を算出する計算過程を、別紙に記載すること。

請負代金額の変更の対象材料計算総括表

〇〇 〇〇 様

商号又は名称
代表者氏名

令和〇年〇月〇日付けで通知のあった請負代金額の変更に必要な購入した価格等について、下記のとおり資料を提出します。

工 事 名 令和〇〇年度 〇〇〇〇工事

記

品目	規 格	単位	数量	購入 単価	購入金額	購入先	購入年月	使用した 建設機械名	使用目的	証明の 有無	備 考
記載例											
軽油	1, 2号	L	5,000	90	450,000	西国石油	R4年4月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	1, 2号	L	10,000	100	1,000,000	西国石油	R4年5月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	1, 2号	L	15,000	100	1,500,000	西国石油	R4年6月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	1, 2号	L	14,000	100	1,400,000	西国石油	R4年7月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	1, 2号	L	5,000	110	550,000	西国石油	R4年8月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	1, 2号	L	1,000	100	100,000	西国石油	R4年9月		現場内重機	有	別添〇〇
購入数量（証明済み）合計			50,000								
軽油	1, 2号	L	2,000		0	西国石油	R4年10月	ダンプ	現場～〇〇地先（流用先）運搬	無	別添〇〇
軽油	1, 2号	L	2,000		0	西国石油	R4年11月	ダンプ	現場～〇〇地先（流用先）運搬	無	別添〇〇
軽油	1, 2号	L	1,000		0	西国石油	R4年12月	ダンプ	現場～〇〇地先（流用先）運搬	無	別添〇〇
購入数量（未証明）合計			5,000								

(注)

- 購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る場合は、その資料（納品書等）を添付の上、併せて監督職員に提出すること。
証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。
- 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、別紙にとりまとめるものとする。
但し同一の品目で同一年月でも複数の単価がある場合は、区分するものとする。
また、当該品目が同一月で複数の工種や機械で使用されている場合、監督職員より工種や機械毎等の内訳を提出するよう要求があった場合など、追加資料が必要な場合がある。

各種資機材の材料証明書

品目	規格	単位	数量	購入単価	購入金額	出荷元	搬入年月	運搬費の内燃料代									
								品目	規格	単位	数量	購入単価	購入金額	購入先			
記載例																	
再生骨材	40mm	m3	3,000	2,000	6,000,000	北海道砂利	R〇年4月	軽油	1.2号	L	700	90	63,000	東京石油			
								軽油	1.2号	L	300	90	27,000	大阪石油			
再生骨材	40mm	m3	5,000	2,000	10,000,000	北海道砂利	R〇年7月	軽油	1.2号	L	500	100	50,000	東京石油			
								軽油	1.2号	L	1,000	100	100,000	大阪石油			
畜産設機材	ブルドーザ21t級	回	1	-	-	四国リース	R〇年8月	軽油	1.2号	L	500	110	55,000	四国石油			
											計	3,000					

建設機械の貨物自動車等による運搬にかかる運搬金額計算総括表（提出資料）

記載例

建設機械名・規格	路面切削機			機械搬入所在地	札幌市西区	現場所在地	旭川市南が丘	機械搬出場所	札幌市西区							
機械名	規格	運搬距離	積載重量	基本運賃	× (特火品	+	悪路	+	深夜早朝	+	冬期割増) +	地区割増・その他	=	合計
	(t 機)	(k m)	(t)													
セミトレーラ	30	110	29	81,000	×	0.7	+	0	+	0	+	0	+	1,880	=	139,580
					×		+		+		+		+		=	
					×		+		+		+		+		=	

畜産設機材の分解、組立及び輸送にかかる運搬金額計算総括表（提出資料）

記載例

建設機械名・規格	ブルドーザ 21t 級			機械搬入所在地	富良野町	現場所在地	旭川市南が丘	機械搬出場所	富良野町							
機械名	規格	運搬距離	積載重量	基本運賃	× (特火品	+	悪路	+	深夜早朝	+	冬期割増) +	地区割増・その他	=	合計
	(t 機)	(k m)	(t)													
セミトレーラ	20	50	19,973	42,000	×	0.7	+		+		+		+	1,355	=	72,755
トラック	40	50	1,322	18,500	×	0.6	+		+		+		+	650	=	30,250
					×		+		+		+		+		=	
																103,005
														合計仕簿		206,010

仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板等）の運搬にかかる運搬金額計算総括表（提出資料）

記載例

仮設材	ブルドーザ 21t 級			機械搬入所在地	江別市	現場所在地	旭川市南が丘	機械搬出場所	江別市					
機械名	規格	運搬距離	台数	数量 (t)	×	基本運賃 (t)	× (深夜早朝	+	冬期割増) +	その他	=	合計
	(t 機)	(k m)	(台)											
セミトレーラ	20	90	5 片鋼 (12m 以内)	95	×	4,000	×	0	+		+	0	=	380,000
					×		×		+		+		=	
					×		×		+		+		=	

スライド変更等協議書

令和 年 月 日

受注者

様

〇〇 〇〇

件 名：

工期又は履行期間： 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

令和 年 月 日付けで請求のあった工事請負契約書第 26 条第 5 項の適用に基づく請負代金額の変更請求について別添のとおり品目、規格、数量としたので協議します。

（また、本協議書の通知日をもって協議開始の日とします。（必要に応じて記載））

スライド調書

工 事 名	
請負代金額 (消費税相当額含む)	
工 期	自) 令和 年 月 日 至) 令和 年 月 日
スライド金額 (S)	
うち取引に係る消費税及び 地方消費税の額	

〇〇 〇〇

〇〇〇〇工事に係る物価の変動に基づくスライド額計算書

①請負代金額 (消費税額含む)	
②既済部分出来高金額 (消費税相当額含む)	
③スライド対象請負金額 (①-②) (消費税相当額含む)	
④ (M _鋼 ^{変更} - M _鋼 ^{当初}) (消費税含む・落札率考慮)	
⑤ (M _油 ^{変更} - M _油 ^{当初}) (消費税含む・落札率考慮)	
⑥ (M _{材料} ^{変更} - M _{材料} ^{当初}) (消費税含む・落札率考慮)	

1)スライド額(S)

$$S = (M_{鋼}^{変更} - M_{鋼}^{当初}) + (M_{油}^{変更} - M_{油}^{当初}) + (M_{材料}^{変更} - M_{材料}^{当初}) - P \times 1/100$$

$$= ④ + ⑤ + ⑥ - ③ \times 1/100 = \boxed{}$$

$$M_{鋼}^{当初}, M_{油}^{当初}, M_{材料}^{当初} = [p_1 \times D_1 \times k_1 + p_2 \times D_2 \times k_2 + \dots + p_m \times D_m \times k_m] \times \text{消費税及び地方消費税の税率}/100$$

$$M_{鋼}^{変更}, M_{油}^{変更}, M_{材料}^{変更} = [p'_1 \times D_1 \times k_1 + p'_2 \times D_2 \times k_2 + \dots + p'_m \times D_m \times k_m] \times \text{消費税及び地方消費税の税率}/100$$

M_鋼^{変更}, M_油^{変更}, M_{材料}^{変更} : 価格変動後の鋼材類、燃料油又はその他の主要な
 工事材料の金額

M_鋼^{当初}, M_油^{当初}, M_{材料}^{当初} : 価格変動前の鋼材類、燃料油又はその他の主要な
 工事材料の金額

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : 価格変動後における各対象材料の単価

D : 各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 請負代金額

2)スライド金額(S') = スライド額 S × 100 / 110 = $\boxed{}$
 (万円未満切り捨て)

3)消費税相当額 = スライド額(S) × 0.1 = $\boxed{}$

4)スライド額(S) = スライド金額(S') + 消費税相当額 $\boxed{}$